

標準必須特許（SEP）：最新 EPO 調査報告書により、 FRAND ライセンス料率の算定手法がより明確に

筆者：パスカル・プロシャール (Pascale Brochard, Ph.D.)

2026年6月24日に開催されたユーラクティブ・イベント (Euractiv event) では、「FRAND 算定手法：世界各国の判例による証拠」 (Methodologies for FRAND determination: evidence from global case law) と題された調査報告書⁽¹⁾における重要な発見が議論されました。当該調査報告書は、標準必須特許 (SEP) のライセンス料率に関する公正、合理的かつ非差別的な (FRAND) 条件に基づく算定及び査定に関わる世界中の判例の調査結果を示したものです。当該調査は、欧州特許庁 (EPO) における特許に関連する市場データを分析する部門である観測部門 (Observatory department) により、コンサルティングファーム BRELA⁽²⁾と連携して行われました。

ユーラクティブ・イベント⁽³⁾は、先進技術における欧州の競争力に貢献することを図って行われたものであり、より精確に言えば、標準規格、市場、及び、量子技術イノベーションにおける役割を果たすためのものです。EPO の観測部門の Pere A Castell 氏が、SEP の FRAND ライセンス料率の算定を更に明確化することを目的とした、148 ページにわたる当該大規模な調査による重要な発見を発表しました。

当該調査の目標は、指示的なものではなく、実証的かつ記述的なものを目指し、可能な限り客観的なものを示すことを図るとされています。報告書内は広範な表と図面を駆使して注釈されています。このように、当該調査報告書は、世界中の FRAND に関わる法的判断の関連データの素晴らしい情報源となります。

かかる調査報告書では、数多くの関連判決（米国、日本、インド、中国、イギリス、ドイツ及びオランダの7か国の特許官庁による65件の判決）の包括的な

世界規模のコーパス（言語データ）をレビューしています。当該コーパスは、過去15年にわたって複数の管轄区域にまたがる裁判所により採用された FRAND 料率に関わる3つの主要なアプローチである（1）FRAND 料率算定、すなわち、裁判所により FRAND 料率が設定されるアプローチ、（2）FRAND 料率査定、すなわち、裁判所により所与の料率が FRAND 又は FRAND の範囲内に含まれるかが判断されるアプローチ、及び、（3）FRAND 料率査定方法の許容性査定が行われるアプローチを反映しています。参考された判決は全て、当該調査報告書の第2部に記載されています。

当該調査は異なる法的枠組みを基に行われたものですが、調査報告書に示された調査結果によれば、それらの裁判所は FRAND に対し共通の目的へ向かっていることが分かります。その共通の目的とは、基準を可能な限り最も広く適用することを確実にしつつ、特許権者に公平な報酬を与えることです。当該調査報告書の第3部では、FRAND 算定の枠組み及び原則について分析した結果として、「枠組みが発展し続けており、判例法の重心が、2013年～2015年の間に占められた、原則が議論された定義段階から、2022年以降に占められている、比較可能ライセンス分析を介して（より低い程度のトップダウンの算定に）FRAND が適用される方法論的段階へと移行した」ことが示されています。

FRAND 算定手法に関しては、当該調査報告書の第4部に記載されています。比較可能ライセンス分析は、参照による FRAND 料率を、対等独立当事者間の先の契約において合意された料率、ロイヤリティ及び条件へ導き出すという主要な方法として浮上しています。そのトップダウンのアプローチは、クロスチェックとして主に用いられており、標準規格（例えば、5G）全体の総計ロイヤリティ料率（ARR）を算出し、この総計ロイヤリティの占める割合を訴訟で争われている特許ポートフォリオに割り当てます。

当該調査報告書では、これらの方法が実際にどのように運用可能されるかについて分析され、異なる一連の課題が明記されています。

比較可能ライセンス分析に関して、裁判所は、度々直面する課題に対処するように体系的なアプローチを発展させています。その1つ目のステップが「選択」です。裁判所は、計画されたライセンスが十分に類似する技術、当事者、範囲及び期間を包含するか、それ自体がホールドアップやホールドアウトから影響を受けていないかを査定しなければなりません。2つ目のステップが「アンパッキング」です。比較可能ライセンスがランプサム契約か、クロスライセンスか、又はより大きなポートフォリオへのライセンスかに関わらず、効果的な料率は多くの場合、直接に定義されておらず、正味現在価値の算定、ポートフォリオの強みに基づく比率及び異なる標準間の配分を通して回復されなければなりません。アンパッキングは複雑なプロセスですが、裁判所は概して、ライセンスをアンパッキングする必要があるという事実だからといってそのライセンスを比較可能ライセンス分析から除外しなければならないという訳ではないと判定しています。3つ目のステップが「調整」です。異なるポートフォリオに関わる比較対象が存在する場合に、裁判所は必ず、関連ポートフォリオ価値における差異を調整しなければならず、既存の比較可能ライセンスがFRANDの要素から影響を受ける場合に、FRAND料率を導き出すためにこれらの要素は必ず、考慮されなければなりません。

トップダウンのアプローチに関して、当該調査報告書は、ARRを確立するステップと、その総計のシェアを、争点となるポートフォリオに割り当てるステップとが両方争われたことを示しています。ARRに関して、裁判所は、異なるソースに依拠しており、単一のアプローチを主流として採用していません。一例として、当該調査報告書は、「米国、イギリス、中国及びドイツの判決にわたって度々起こる3Gに対する5%の数値及び4Gに対する6～10%の範囲は互い独

立して再導出されたものではなく、先の判例を大いに相互に参照した結果である」と指摘し、あたかも一つの結論に収束されているように見えるその頑健性に対して問題を提起しています。特定のポートフォリオへの ARR の割り当ては通常、質に対する評価なしで保有特許件数に依拠しており、裁判所は一貫して、「単なる保有特許件数と分割だけでは不十分である」と注意喚起しています。

この点に関して、当該調査報告書は、その第5部の目的として、数量的な特許データが如何に全ての FRAND 算定において中心的でありながらも議論を呼ぶ働きかけを持つかを示しています。特許ポートフォリオの強みに関する査定は、トップダウンのアプローチにおける割り当てにおいては必至のものです。比較可能ライセンス分析のいくつかのステップにおいても頻繁に用いられています。判例法により、特許件数が広く使用される理由は、裁判所がそれらを完全に満足のものと考えているからではなく、客観的かつ管理可能だからであると例証されています。「単純に数量的に示された特許件数」から、「必須性のスクリーニング、有効性調整、ファミリーのデデュプリケーション（重複排除）及び技術評価をより精巧に実行されること」にわたって幅広いアプローチが存在します。前方引用、ファミリーサイズ、タイミング及び技術評価といった個々の特許価値の指標が調査されてきたものの、包括的又は普遍的な測定基準として受け入れられるものはまだありません。手法におけるギャップは、広く認識されている一方で、既存の判例法においてはほとんど決着がついていません。

(1) <https://brela-research.com/>

(2) <https://www.epo.org/en/news-events/events/europes-competitiveness-emerging-technologies-what-role-standards-markets-and>

(3) <https://link.epo.org/web/publications/studies/en-methodologies-for-frand-determination.pdf>